

外部委託弁護士による公益通報の取扱いについて

令和元. 7. 1 学長裁定

- 1 この取扱いは、国立大学法人群馬大学公益通報要項第3に規定する内部通報外部受付窓口の外部委託弁護士による公益通報の取扱いについて、必要な事項を定める。
- 2 外部委託弁護士が授受する「医学部附属病院における診療に関する事項」とは、医学部附属病院が提供する医療全般をいう。
- 3 外部委託弁護士が授受した通報内容については、総務部総務課担当者を通じて危機管理室が受理する。
- 4 危機管理室は、受理した通報内容を速やかに学長に報告するとともに、学長の指示に従い、対応方針を決定する。
- 5 危機管理室が通報内容の調査を行う場合は、医学部附属病院と協働して行うこととし、調査に際しては、通報者の保護について十分な配慮を行わなければならない。
- 6 危機管理室は、必要に応じて外部委託弁護士に助言を求めることができる。
- 7 危機管理室は、調査結果を学長に報告するとともに、外部委託弁護士に調査結果を通知する。なお、調査結果を通報者に報告する場合は外部委託弁護士を通じて行うものとする。